



# 税金

## 特別区民税・都民税の申告

☎ 課税第一係・二係

TEL03-5662-1008・1009

1月1日に、区内に住所があり、前年中(1月1日～12月31日)に所得があった方や、区内に住所はないが、区内に事業所・事務所・家屋がある方には、税の申告義務があります。申告期限は毎年3月15日(土曜日は翌営業日)です。

詳しくは区HPまたは☎へ。



## 軽自動車税(種別割)

☎ 諸税係

TEL03-5662-1007

4月1日に、区内に定置場のある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車をお持ちの方に課税されます。なお、廃車・譲渡・定置場変更・住所変更などをした場合は、届け出が必要です。詳しくは☎へ。



## 税の納付

☎ 区民課・小松川事務所管内の方→納税第一係

TEL03-5662-1013  
小岩・東部・鹿骨事務所管

内の方→納税第二係

TEL03-5662-6354

葛西事務所管内の方→納税第三係

TEL03-5662-6361

お勤めの方は、原則毎月の給料から差し引かれ、会社が翌月10日までに納入します。個人で納付する方は、毎年6・8・10月末と翌年1月末の4回、金融機関、区役所納税課・区民課、各事務所(P6参照)の窓口または「便利な納付方法」で納付してください。



## 便利な納付方法

☎ 収納推進係

TEL03-5662-6345

時間・手間のかからない便利な納付方法をお選びいただけます。



### 口座振替(普通徴収)

金融機関の口座引き落としにより納税する制度です。☎へご連絡いただくか、区HPから書式をダウンロードして手続きができます。

### コンビニエンスストアでの納付

全国の主要なコンビニエンスストア(納付書裏面に記載)にて、納付書払いができます。ただし、1枚の金額が30万円を超える納付書は利用できません。

### スマートフォンを利用した納付

電子マネー・インターネットバンキング・クレジットカードによるスマートフォンを利用した納付が可能です。ただし、1枚の金額が30万円を超える納付書は利用できません。詳しくは区HPまたは☎へ。

## 税の証明

### ● 証明書の発行場所について

☎ 区民課・各事務所庶務係(P6参照)

### ● 課税証明書の内容について

☎ 課税第一係・二係

TEL03-5662-1008・1009

### ● 納税証明書の内容について

☎ 収納推進係

TEL03-5662-6345

特別区民税・都民税の課税・納税証明書、軽自動車税(種別割)の納税証明書を発行します。

本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。1通300円の手数料がかかります(車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書は無料)。

※都税関係の証明書は江戸川都税事務所(☎03-3654-2151)、国税関係の証明書は江戸川北税務署(☎03-3683-4281)・江戸川南税務署(☎03-5658-9311)へ。



# 申請と納期のご案内、相談窓口

下記の日程は令和5年4月時点のものです。  
最新の情報は各税目の欄へご確認ください。

時期	特別区税	都 税	国 税
4月		縦覧開始（6月末まで）	
5月	軽自動車税（種別割）	自動車税（種別割）	申告所得税確定分の延納分の納付 個人事業者の消費税中間申告・納付 （前年年税額400万円超～4800万円以下） 第1期
6月	特別区民税（都民税を含む） 第1期	固定資産税・都市計画税 第1期	
7月			所得税（予定納税） 第1期
8月	特別区民税（都民税を含む） 第2期	個人の事業税 第1期	個人事業者の消費税中間申告・納付 （前年年税額400万円超～4800万円以下） 第2期 （ “ 48万円超～400万円以下） 第1期
9月		固定資産税・都市計画税 第2期	
10月	特別区民税（都民税を含む） 第3期		
11月		個人の事業税 第2期	所得税（予定納税） 第2期 個人事業者の消費税中間申告・納付 （前年年税額400万円超～4800万円以下） 第3期
12月		固定資産税・都市計画税 第3期	
1月	特別区民税（都民税を含む） 第4期	認定長期優良住宅減額の申告 31日まで 償却資産の申告 住宅用地の申告 31日まで	
2月		固定資産税・都市計画税 第4期	
3月	特別区民税の申告 （都民税を含む） 15日まで	個人の事業税の申告 15日まで 事業所税（個人の事業にかかるもの）15日まで 地方消費税（個人の事業にかかるものを消費税の申告と併せて行う） 31日まで	贈与税の申告・納付 15日まで 所得税の確定申告・納付 15日まで 個人事業者の消費税の確定申告・納付 31日まで
毎月	特別区民税特別徴収分 （都民税を含む） 6月～翌年5月 特別区たばこ税 入湯税	都たばこ税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 都民税配当割 } 10日まで 都民税利子割 } 宿泊税	源泉所得税（原則翌月10日まで） 酒税・たばこ税など 個人事業者の消費税中間申告・納付 （前年年税額4800万円超） 年11回
随時	退職所得にかかる特別区民税 （都民税を含む） 軽自動車税（環境性能割）	法人の事業税 不動産取得税 狩猟税 法人の都民税 自動車税（種別割・環境性能割） 事業所税（法人の事業にかかるもの） 地方消費税（法人の事業にかかるものを消費税の申告と併せて行う）	法人税 印紙税 相続税 消費税（法人） 登録免許税 など
相談・問い合わせ	申告・税の計算 ⇒課税第一・二係 ☎03-5662-1008・1009 口座振替 ⇒収納推進係 ☎03-5662-6345 期限後の納付 ⇒区民課・小松川事務所管内の方 納税第一係 ☎03-5662-1013 ⇒小岩・東部・鹿骨事務所管内の方 納税第二係 ☎03-5662-6354 ⇒葛西事務所管内の方 納税第三係 ☎03-5662-6361	固定資産税・都市計画税など ⇒江戸川都税事務所 ☎03-3654-2151 中央4-24-19 自動車税 ⇒東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066 法人の事業税・法人の都民税・個人の事業税・事業所税 ⇒中央都税事務所 ☎03-3553-2151 中央区新富2-6-1	国税庁ホームページ ⇒☐ <a href="https://www.nta.go.jp/">https://www.nta.go.jp/</a> 江戸川北税務署 ☎03-3683-4281 ⇒葛西事務所管内以外の方 平井1-16-11 江戸川南税務署 ☎03-5658-9311 ⇒葛西事務所管内の方 清新町2-3-13

※期限が田 回に当たる場合は、翌開庁日まで。



税金